

東海市特産品推奨制度 選定基準

出品商品は、各種商品に関する法の規制内容を守った商品であって、次の事項を基準として、公平かつ適正に推奨品を選定するために定める。

選定基準項目

- 1 商品自体、包装を含め商品全体の表現の豊かさ（東海らしさ等）
- 2 市内で生産・製品化されたもの
- 3 市内で生産された資源・材料が含まれているもの
- 4 商品と価格のバランス
- 5 特産品としてふさわしい内容
- 6 商品名のセンス
- 7 包装物のセンス
- 8 包装物過大性の可否
 - ・あげ底：内容物の保護又は品質全体の限度を超えて、外見からは容易に判断することができないように、容器の底を上げていないか
 - ・額縁：あげ底と同様の目的を持って、額縁状に広い幅の縁取りを施していないか
 - ・めがね：容器又は外装に切り抜きをし、中の見える部分のみに内容物を入れて、全体に入っているように見せかけてはいないか
 - ・あんこ：内容物の保護又は品質全体の限度を超えて、容器の底又は個々の内容物の間に、紙片・木・毛等を詰めてはいないか
 - ・十二単衣：内容物の保護又は品質全体の限度を超えて、内装を重ねてはいないか
 - ・その他：内容量に比し、過大な容器又は包装をしていないか
- 9 表示の義務
 - ・商品名
 - ・製造者又は販売業者の氏名・名称及び住所（法人の場合は、氏名を省略することができる）
 - ・重量又は個数
 - ・製造年月日又は保存限度の年月日
 - ・小売価格
- 10 菓子又は食品については味覚、その他については工夫・美術性・郷土色など
- 11 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、観光土産品の表示に関する公正競争規約（昭和41年公正取引委員会告示第6号）その他関係法令に定める基準に適合しているか